



1 現状と課題

背景・現状

- 児童虐待が発生するたびに、厳罰化や再発防止策を盛り込んだ法改正等が行われているが、身体的な虐待だけでなく心理的な虐待など、児童虐待の相談件数は年々増加傾向にある。※1
- こうした中、令和2年6月に区内で3歳女児死亡事例が発生した。区は検証を踏まえ、令和2年11月に今後の対応策を具体化した「子育て支援アクションプラン」を策定した。
- また、コロナ禍における外出自粛等の影響により、子育て家庭の孤立化が進み、潜在的な虐待リスクが高まっている。

課題

- ① 虐待リスクが高い親子を早期に発見し、養育支援を行うことで、保護者が安心して育児ができる状況を作り出すことが重要である。
- ② 虐待が発生した場合、家庭の再構築に向けた助言や指導を行う高度な専門機関とともに、課題解決に導く実践力を兼ね備えた職員の育成が必要である。
- ③ 虐待のリスク検知よりさらに早い段階での関係づくりを重視し、出産後ではなく、妊娠期から支援するなど、これまでとは視点の異なる予防的な支援が必要である。

2 課題解決に向けた主な取組み

(1) 「子育て支援アクションプラン」の推進

子育て世代を妊娠から出産、子育て期まで切れ目なく支援するため、「子育て世代包括支援センター」の体制強化や子育て支援システムと保健システムの連携による虐待潜在リスクの可視化などに取組む。

【アクション1】子育て世代包括支援センターの機能強化による切れ目のない支援

【アクション2】

- (1) 子育て支援システムと保健システムの連携による虐待潜在リスクの可視化
- (2) 産後家事・育児援助事業の拡充等によるリスク検知の精度向上
- (3) 地域の子育て団体等による見守り体制の構築など複数の目によるリスク検知

(2) 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」の推進

25歳未満で第1子を妊娠している親と妊娠期からの継続的な関係性を構築することで、必要な支援に繋げるなどの児童虐待の未然防止に取り組む。

【区市町村】予防的支援チームを設置し、事業をモデル実施

- ・担当職員及び心理職・保健師等の専門職を配置し、母子保健部門や関係機関と連携しながら、チームで予防的支援を実施する。

【東京都】児童相談所と区市町村との連携を強化（児童相談所から児童心理司を派遣）

【外部】東京都医学総合研究所による調査研究

(3) 「産後家事・育児援助事業」の実施（びよびよサポート、にこにこサポート）

日常的な家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防止する。

(4) 「養育支援家庭訪問」の実施

特に保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭に対して、養育に関する相談、指導、助言など必要な支援を行い、児童虐待を未然に防止する。

(5) (仮称)「大田区子ども家庭総合支援センター(児童相談所)」の設置

区民に最も身近な行政の強みを生かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うために、区が運営・管理する児童相談所を設置する。

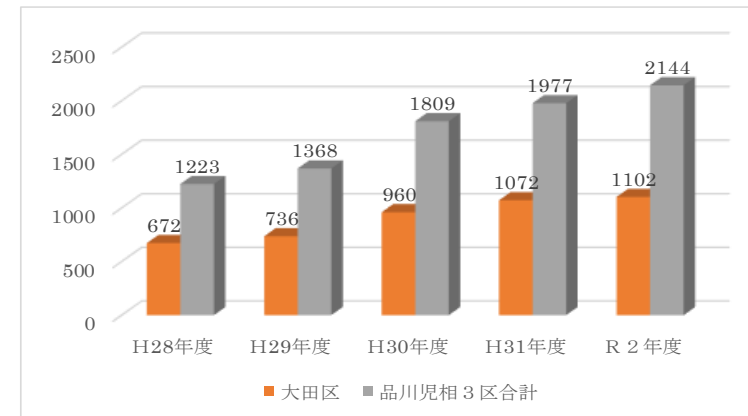
設置にあたっては、子ども家庭支援センターが担ってきた児童虐待相談機能と児童相談所を統合し一体的に整備する。※2



これらの取組みにより、子どもたちの生きる権利や育つ権利を尊重し、児童虐待防止に向けた切れ目のない支援を継続していく。

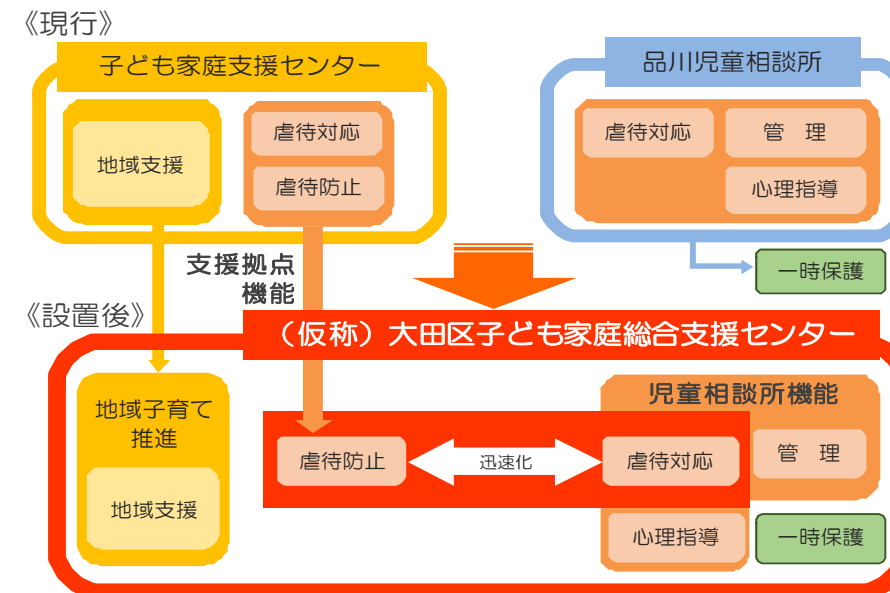
※1-1 品川児童相談所の虐待受理件数

※1-2 大田区子ども家庭支援センターの虐待受理件数



年度	受理件数	虐待種別			
		身体的	ネグレクト	性的	心理的
平成29	952	230	205	7	510
平成30	1,007	255	202	12	538
令和元	1,065	257	255	6	547
令和2	997	187	259	6	545

※2 (仮称) 大田区子ども家庭総合支援センターのすがた



児童虐待対応マニュアル

区では、適切な児童虐待の通告が行われるよう、幼稚園、保育園、学校等を対象に子ども家庭支援センターや児童相談所の役割、児童虐待の見分け方や通告の心構えなどを詳細に解説したマニュアルを作成し、配布しています。